5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ３部を平成27年８月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、指定する地域、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成27年９月４日（金）午前10時から運輸審議会及び近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門の掲示板に掲示します。

6　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（大阪市域交通圏）事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成27年８月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は50人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券は、平成27年９月４日（金）に発送します。

7　申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、公述申込書及び公述書等に係る文書を、平成27年８月21日（金）から平成27年９月10日（木）までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後５時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

⑴　運輸審議会審理室　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　合同庁舎第２号館

⑵　近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門　大阪府寝屋川市高宮栄町12番１号

8　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03―5253―8810）にお問い合わせください。

運輸審議会公示第９号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

平成27年８月６日　　運輸審議会

1　事案の件名

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27第5011号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで

2　日　　時　平成27年９月14日（月）午後１時から

3　場　　所　北海道札幌市中央区大通西10丁目　札幌第２合同庁舎９階講堂

4　主宰者　運輸審議会

5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ３部を平成27年８月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、指定する地域、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成27年９月７日（月）午前10時から運輸審議会及び北海道運輸局札幌運輸支局輸送・監査部門の掲示板に掲示します。

6　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（札幌交通圏）事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成27年８月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は80人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券は、平成27年９月７日（月）に発送します。

7　申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、公述申込書及び公述書等に係る文書を、平成27年８月21日（金）から平成27年９月11日（金）までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後５時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

⑴　運輸審議会審理室　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　合同庁舎第２号館

⑵　北海道運輸局札幌運輸支局輸送・監査部門　北海道札幌市東区北28条東１丁目

8　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03―5253―8810）にお問い合わせください。